

議員提出議案第2号

生駒市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

このことについて、地方自治法第112条第2項及び生駒市議会会議規則第13条の規定により、上記の議案を提出する。

令和3年9月6日

提出者	白本和久
賛成者	吉波伸治
〃	中浦新悟
〃	浜田佳資
〃	恵比須幹夫
〃	山田耕三
〃	上村京子
〃	梶井憲子

## 生駒市議会会議規則の一部を改正する規則

生駒市議会会議規則（昭和46年11月生駒市議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「事故のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条に次の1項を加える。

2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合には、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第89条中「事故のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条に次の1項を加える。

2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合には、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。